

# 地域教育に関わる民俗芸能の意義

—福島県における幼児教育課程学生に対する健康を目指した民俗芸能の授業より—

## Significance of the Local Education through Folkloric Performing Arts

—Folkloric Performing Arts Class on Health in the Early Childhood Education Course in Fukushima—

— 柳 智 子\*

Tomoko Ichiyanagi

Based on the mission of junior colleges and institutions of higher education that collaborate with the local community and demands such as the importance of people's attitude toward the nation and local areas in the Basic Act on Education, we conducted education on folk performing arts, using local teaching materials, for students in early childhood education course in Fukushima as part of local education. Among the questionnaire questions after the end of classes, this paper analyzed responses for questions on “the local feel of the city, town, and village,” “the local feel of your prefecture,” “changes in awareness after study,” and “the oral transmission of culture.” It clarified that folk performing arts are meaningful in regional education at the local level.

### はじめに

東日本大震災（以下、本文では震災）後復興の中長期段階に至り、「心の復興」のスローガンのもと、無形の民俗文化財に対する意義と有用性が再認識されている。ことは地方自治体を主体としたコミュニティのリカバリーだけでなく、人と人のつながり、地域性の奪還など無形のものが多い。それに対する学校教育における郷土教育<sup>1</sup>に課された役割は大きい。

本稿は、学校教育において地元教材として県内の民俗芸能がいかに健全な精神性・社会性の構築に貢献できるかについて考えるための基礎的な論考である。具体的には、幼児教育課程学生の体育科授業の中で民俗芸能の演目を教習し、授業後アンケートを実施し、その結果を分析することによって社会的および精神的健康に関わる意義を考察することを目的とする。

WHO（世界保健機関）は、健康を「身体的・精神的さらに社会的に良好な状態<sup>2</sup>」とし、本稿においては、特に精神的・社会的に良好な状態に着目して健康に関わる民俗芸能の意義を考えたい。震災における複合被害地域である福島県一部地域が現在郷土喪失状態に晒されている現状からの復興のため、文部科学省提言による短期大学の使命等を根拠に授業を実施し、民俗

---

\* 幼児教育学科

芸能の精神的・社会的健康への関連性あるいは有効性の有無、さらにそれに対して民俗芸能は  
どう機能し得るのかをアンケートの記述から解き直したい。

学生との親和性に富む本学の個別的特性に則った心意に関わるアンケートはその有効性を高  
く支持するとともに、福島県の高等教育課程における民俗芸能教材化の歴史をブレイクスルー  
する可能性をも本アンケート分析結果には含意されていると考える。

## 1. 民俗芸能を地元教材として授業に採用する根拠

本授業に民俗芸能を地元教材として採用する根拠は、短期大学が担う地域社会における使命  
を重く認識し、特に小学校接続時期に関わる幼児教育において郷土意識を養う重要性は、国際  
社会との関わりにおいても明らかであることによる。さらに、福島県の震災後の特異な復興状  
況における喫緊な要請は看過できない事実である。以下、具体的に見ていく。

### 1.1 短期大学の社会的使命

中央教育審議会は平成17年「我が国の高等教育の将来像(答申)」において中長期的(平成17  
年以降、平成27年～32年頃まで)な将来像のグランドデザインを提言した。すでにその中で、  
新時代にふさわしい短期大学の課程における教育・研究の質の向上としての提言のなかに「ユ  
ニバーサル段階の身近な高等教育機関の一つとして、また、地域と連携協力して多様な学習機  
会を提供する云々」<sup>3</sup>が含められ、地域性が盛り込まれた。

その後、中央教育審議会大学分科会大学教育部会短期大学ワーキンググループが平成25年度  
設置されたことによりさらに審議が深められ、「短期大学の今後の在り方について(審議まと  
め)」として報告された(平成26年8月6日付)<sup>4</sup>。それによれば、我が国の短期大学の役割の  
特長として挙げた諸項目のうち「アクセスしやすい身近な高等教育機関」において、次のよう  
に述べられている。

「短期大学は、地元の高等学校を卒業して入学してくる学生が全体の67%と4年生大学に比  
して高い。また、私立短期大学卒業生の自県への就職率も全国平均で7割以上、県によっては  
8割ないし9割と高い実績を有しており、地域コミュニティに密着したアクセスしやすい身近  
な高等教育機関として、特に地元の若年層を定着させる上で重要な役割を果たしている<sup>5</sup>。」

つまり、ここからは短大における地元密着型の教育の重要性を読み取れ、人材の県外流出を  
最小限に食い止める必要があると解釈できる。

次に、短期大学の今後の役割と機能へ言及した部分では、「我が国は、将来的には人口減少  
と都市に集中する傾向に拍車がかかり、地方都市が衰退、消滅していくことが危惧される」<sup>6</sup>  
とし、「このような事態に陥らないよう本格的に地方再生を図っていくことが不可欠であり、

地域における高等教育機関の存在は極めて大きな意義がある」と述べ、そのための人材養成を短期大学の使命の中に盛り込んでいる。特に地方中枢拠点都市における短期大学は、当該任務に対して高く評価を求められていることであろう。

## 1.2 小学校との接続を念頭に置いた幼児教育課程授業との関わりにおける根拠

平成9年、文部大臣(当時)小杉隆の諮問「幼児期からの心の教育の在り方について」における理由書で、「生きる力」の文言とともに、すでに「国や郷土を愛し、民主的で文化的な社会の発展に努める」(下線筆者)と述べており、それは現行の学習指導要領に引き継がれている。

現行幼稚園教育要領第1章総則においては「生きる力」のスローガンのもと、「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」との判断において、幼児期の教育の価値を規定している。さらに人格形成の基礎を培うものには、幼稚園外における教育力の効果も以前から認められていた。それは、文部科学省による解説書に、「家庭や地域社会との連携」の項目の中で次のように明確に記述されていることから認識することができる。「各地域には、それぞれ永年にわたって培われ、伝えられた文化や伝統がある。これらに触れる中で、幼児が、日本やその他の地域が長い歴史の中ではぐくんできた伝統や文化の豊かさに気付いたりすることもあろう。また、地域の祭りや行事に参加したりして、自分たちの住む地域に一層親しみを感じたりすることもあろう。」(下線筆者)

上述のように未就学段階においては、緩やかに伝統文化に「触れる」あるいは「気付く」ことを期待しているが、そもそも教育基本法にはその目標として「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」(第2条五)(下線筆者)と明記し、より積極性が加味されている。

我が国と郷土を愛することが、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する点に連結するというコンセプトは決して乖離した概念ではなく、ユネスコによる「無形文化遺産の保護に関する条約<sup>7)</sup>」(2006年発効<sup>うた</sup>)に謳われた法の精神にも大きく反映されている。多様性の正の価値観によって我が国のそれぞれの特色ある郷土を相互に尊重できるということは、国際社会における多様性の尊重への理解に通ずるということである。その意味で、ここでいう郷土教育という地域注視型教育は重要である。

## 1.3 東日本大震災からの復興に関わる要請

震災による福島県浜通り地方における被害は、地震、津波に加えて、東京電力の原子力災害(以下、原災)が加わり、未曾有の災害となった。そのため震災後5年以上が経過した現在もなお、被災者は全国にその避難先を求めるなどして、他被災2県に比して特別な様相を呈している。

広範な県域を有している福島県は、浜通り地方、中通り地方、会津地方の文化、歴史等において並列的多重性を有しているなか、現在浜通り地方の一部地域の文化歴史が失われる危険をはらんでいる。そのうち相双地区は、近世より民俗芸能の宝庫であり、人々の信仰心の厚さが表れている地方の一つである。特に本教材の田植踊りは東北地方にのみ伝承されている。

震災復興という要請をトリガーとし、相双地区浪江町の請戸地区に伝承されてきた田植踊りを県レベルの地元教材として扱うことが、幼児教育課程学生の精神的・社会的に良好な状態としての健康に関わる事ができるかについて検証したい。

## 2 先行研究

まず、民俗芸能の教材化を考える場合、伝統的に地域の文化財として伝承されている「民俗芸能」と学校教育の中で「民踊」としてすでに教材化されているものとの相違について、ここで明らかにしておかなければならない。

民俗芸能は、1989年以降の橋本裕之<sup>8</sup>の様々な議論はあるものの、ここでは三隅治雄による1985年『民俗芸能学会』設立時の講演で「われわれの地域社会の中で民俗として伝承されている芸能<sup>9</sup>」の意味を踏襲することとする。

一方、「民踊」は、当初戦後の学校体育指導要綱や学習指導要領の「表現運動・ダンス」領域において、「フォークダンス」と「表現・創作ダンス」が二大領域に分かれており、海外の「フォークダンス」に対して日本の「フォークダンス」的舞踊といった概念で位置づけられてきた。指導内容として「地域に伝承された民踊を取りあげて踊る」ことが求められている。しかし、これは小学校・中学校・高等学校におけるものであり、幼児教育レベルにおいては、特段教科別ではないなどして、民踊に関する記述はない。ただ、小学校接続を意識した段階においては、この民踊は幼児教育の身体<sup>10</sup>の健康に大きく役に立つ教材であり、柏木利恵子、森下春枝らにより幼少期の活用に関する報告がされ、その効用について明らかにされている<sup>10</sup>。ただ、学校教材としての「民踊」と地域伝承の民俗芸能の術語の概念規定がやや曖昧で、両術語の意味が錯綜<sup>さくそう</sup>して使用されているきらいがある。本稿における民俗芸能は、学校教育ですでに教材化されている演目または種目は指さず、極めて地域に密着した演目を意味するものである。

震災後の民俗芸能を学校教育の授業に活用する研究について、被災3県に注目すると川口明子の報告および研究<sup>11</sup>をあげることができる。川口は、岩手県全域の小中学校に対してアンケート調査を実施した。そして、合計516校を対象とし、小学校では県全体の約63%が郷土芸能に取り組んでおり、中学校では、約35%が郷土芸能に取り組んでいることを明らかにした<sup>12</sup>。しかし、保育者を目指した幼児教育課程学生の身体<sup>13</sup>の向こう側に見える子どもへのつながりを意識した高等教育機関における研究は寡聞にして知らない。

### 3 授業の目的

小学校接続フェーズの幼児教育を念頭におき、表現運動の学習素材にしうる前段階として幼児教育における表現運動への応用の可能性を探ることをその目的に内包しつつ、学生自身の郷土意識を基盤とした認識力強化および健康な社会性の再認識をゴールとして、その意義を考察することを授業の目的とした。もちろんそこには身体的健康を含み得るが、本稿においては精神的・社会的に良好な状態を目指した考察を行い、身体的健康に関しては別稿に譲る。

民俗芸能の教習となると、しばしば伝承者育成の要素が加味されがちであるが、本稿の地元教材の教習には後継者育成あるいは後継者に類似した担当者育成の両方の観点を念頭に置かない。あくまで郷土意識に関わるアウェアネス・レイジングである。各学生が所属する地域へ学習効果をフィードバックさせることを期するものである。

### 4 授業の方法

#### 4.1 実施日

全4日間 各日授業90分1回

第1回：平成28年5月6日(金)      第2回：平成28年5月13日(金)

第3回：平成28年5月20日(金)      第4回：平成28年5月27日(金)

#### 4.2 実施内容

授業における実施内容は以下の様である。

対象学生：授業名「保育表現技術体育Ⅱ」選択学生 2学年39名

第1回：浪江町請戸地区に伝承の「田植踊り」、「伊勢音頭」、「大漁節」の3演目<sup>13</sup>をVTR鑑賞する。同時並行で芸能の動態・装束等の観察を行い確認のため用紙に記述する。

第2回：実技指導－1日目；講師（請戸芸能保存会副会長佐々木繁子氏ほか保存会員2名）により演目「田植踊り」（演目時間約10分）の民俗芸能の舞踊動作の指導を受ける。（歌あるいは太鼓を伴うお囃子の指導はない。）

第3回：実技指導－2日目；講師（請戸芸能保存会副会長佐々木繁子氏ほか保存会員2名）により演目「伊勢音頭」（演目時間約6分）の民俗芸能の舞踊動作の指導を受ける。（歌あるいは太鼓を伴うお囃子の指導はあくまで付随的レベルに留まる。）

第4回：第2、3回実技受講内容は各日分映像録画したものを鑑賞し自己の動きを確認した。その後アンケートを実施した。

アンケートの問いに対する回答は主に自由記述とした。分析方法は、KJ法を用いた。アンケート設問内容は表1の様である。人が感じる郷土の空間的範囲には個人差がある。民俗芸能の民俗的解釈では、郷土芸能は近世の「村」範囲が単位としてあった。本アンケートにおける「地元」として感じる範囲をどう想定するかについて、近世の「村」つまり現代の大字または字の行政的範囲は狭小に過ぎ現実的ではないと考えられるので、現在の地方自治体による地理的範囲とすることとした。そのうち、より小さい単位を市町村レベルとし、より大きい範囲を県レベルの実際の空間的範囲に分類して設問した<sup>14</sup>。次に「学習後の心境の変化」において、心境に関わる問いを設け、さらに民俗芸能を地域の伝統文化の一つと認識させたいうで、地域の「文化の継承に関して」幼児教育課程学生である点を重視し子どもへのベクトル設問にを含めた。



写真1 授業風景－1  
講師の後ろで舞踊動作をまねて踊る  
（「田植踊り」の腰を曲げた動作）



写真2 授業風景－2  
ほぼ直立した動作（「伊勢音頭」）

表1 設問内容

- 1は市町村レベルにおける地元感（資料1）
- 2は所属県レベルにおける地元感（資料2）
- 3は両者とも運動としての民俗芸能として（3－2選択肢3択有）（本稿では3－1、3－2は分析対象としない）
- 4は学習後の心境の変化（選択肢2択有）（資料3）
- 5は文化の継承について（選択肢3択有）（資料4）

表1 設問内容

問	設問概要	設問文	選択肢
1	市町村レベルの地元感	あなたのお住まいの市町村についてどのように思っていますか？	
2	所属県レベルの地元感	福島県人(地元の県)としてどのように思っていますか？	
3	1 授業後の感想	浜通りの民謡や民俗芸能を学習して感じたことは？	
	2 芸能の教習後の感想	学習した民俗芸能の踊りは？	簡単・普通・難しい
4	学習後の心境の変化	浜通りの民謡や民俗芸能を学習して心境の変化はあったか？	あった・なかった
5	文化の継承について	子供たちへ県の文化を教えるべきと思うか？	思う・思わない・わからない

## 5. 結果と考察

### 5.1 市町村レベルの地元感

市町村レベルの地元感に関する記述を分析すると以下の6種に分類することができる(資料1参照)。

①知識的内容(自然/観光地・観光物産)②経験的内容③人柄④町の様子⑤有名人等⑥印象的内容。

①②は学校教育、家庭教育により得られた知識、経験として大分類した。その他、③から⑤は、具体的な地元に対する記述内容であり、⑥は個人的な印象に関する記述内容となっている。

#### 5.1.1 考察

大半の人が、地元に対して好意的な印象を記述している。観光物産・観光地への意識が非常に高いが、自然環境に対する志向も残存し安堵感<sup>あんど</sup>が得られる。その中でも「人々がおおらかである」、「知らない人からあいさつされる」の記述から、そもそもの精神的および人間関係上の健康なる状態を読み取ることができる。小さい頃の良い記憶、「暮らしやすい」「ご近所が仲よしである」等経験的内容または町の様子も概ね正の記憶として残存しているさまが見える。有名人をあげ連ねる発想はややお国自慢的傾向の残存だが、負の記憶と認識するには当たらない。全体的に市町村レベルの地元感は良好であり、人間の成長に建設的な関与があり、教育的観点からも郷土意識の意義が明らかに示されている。

### 5.2 所属県レベルの地元感

次に環境的範囲を拡大し、所属県レベルの地元感に関してのアンケート記述を分析する。一

般的内容は、資料1における設問では知識的内容に相当する。大きく「①一般的内容」「②東日本大震災(原発災害)について」の2種に分類できた(資料2参照)。「①一般的内容」において、県レベルでは否定的記述を抽出した。また市町村レベルでは皆無に等しかった②の大震災関連記述の割合が大きく、下位7分類を伴って抽出できた。

### 5.2.1 考察

「①一般的内容」の記述内容は、資料1の設問の「①知識的内容」の記述内容と類似性が高く大差ないものとなっている。ただ、市町村レベルにおいて否定的記述は皆無ではなかったが下位分類化する程度にはなく、所属県レベルでは否定的記述が大きな割合となっている点がまず特徴としてあげられる。さらに大きく相違する視点は、その他すべてが「②東日本大震災(原発災害)について」の記述であるということである。アンケート記述者の大震災被災時期が中学2年生末であることに鑑みると、被災の実害状況、震災後の状況などの把握力・認識力・解釈力は高いあるいは高かったと解釈できる。「元の姿に戻れなくても、新たな福島県の姿になればと思う」または「福島県のいいところを考えたことがなかったが、震災後は考えるようになった」等の記述より、自己の所属する狭範囲から広範囲へ認識が拡大し展開していった経緯が読み取れる。まさに震災が県への意識向上の動因となったことがわかる。「震災で亡くなった人の分もきちんと生きていかねばならない」「風評被害は逆にチャンス。より良くするいい機会」「熊本地震の活動に感動した」等より、震災が契機となり、他者への良質な想像性が育成され、他者への尊重が重層的に生起していると解釈できる。

## 5.3 学習後の心境の変化

民俗芸能という郷土意識を多分に含んだ運動を体験し、学習後の意識の変化に関しての設問では、まず、心境の変化の有無を問うた。約18% (7人/39人)が心境の変化「なし」と回答した。しかし、約82% (32人/39人)が何らかの心境の変化を感じている。記述内容を分析すると、「民俗芸能に関して」、「踊りのイメージ」、「伝承」、「指導」の4種に分類することができた(資料3参照)。

### 5.3.1 考察

学習後、民俗芸能には「福島の町の歴史」「昔の風景」が込められていると感じた経緯について、「新たな発見」としている。また民俗芸能に対する印象を「少し変わった」と形容している一方、「伝統の踊り」と表現しつつ「やりがい」「楽しい」と感想を吐露している。「自分の住んでいる地域でも民俗芸能などがあるのか気になりました」「地元をよく知らないので調べてみたいと思った」「福島県の他の地域の民俗芸能も学びたいと思った」等地元感の再



認識に関わるアウェアネス・レイジングの記述にいとまがない。また踊りのイメージについては、「神に捧げる」「日本の女性の美しさ」「日本文化」と説明し、和の長所に関する心象を有しているが、「おじいちゃん、おばあちゃん」の踊り「かっこわるそう」等やや負の印象があり、現在の自己の範囲外のものという意識ももちろん避けて通れない現代感覚である。さらに、「自分の地域の踊りはしっかり覚えておいた方が恥をかかなくてよい」「昔から続いていることは特殊な理由がある」「熱い指導により自分も大きく成長できた」は特筆に値する気づきである。

#### 5.4 文化の継承について

文化の伝承についての是非を問うた。1名「思わない」と回答したが、それ以外は約18%（7人/39人）が「わからない」、約80%（31人/39人）が「思う」と回答した。記述内容を分析すると、「思う」と回答した内容は、「震災・復興」「伝承方法」「こども」「誇り」「継承」「交流」の6種に分類できた。

##### 5.4.1 考察

「震災・復興」については、5.2.1の「東日本大震災（原災）について」に類似しているが、民俗芸能を文化のひとつとして復興のためにも「知ってもらいたい」という意味がある内容となっている。また、子どもへの伝承を意識し「おとなが生き生きとやっていると、子どもたちが興味を持ち自分からやるようになる」「民俗芸能の意義や踊りを簡単に子どもに教える」「体験して学べることや発見があるので子どもたちに教えるべき」等民俗芸能による幼児教育への有効性を認識し、その精神的基盤として伝統を守ることを自らの誇りとして昇華することがあり、さらに残っていることに意味があると認め、ゆえに伝承すべきであるとし、継承の意欲を示している。

#### まとめ

アンケート分析の結果から得た、短期大学の使命および郷土を愛する正の社会性を目指す地元意識への再喚起を目途とした本授業の意義に関する考察をまとめると以下の2点になる。

1. 市町村レベルの地元感についてのアンケート回答には、原災に関する記述がない。しかし、県レベルになると大震災及び原災に関わる記述が多数を占めた。このことから、より身近な地域においては既に精神的、社会的に日常性を取り戻し、健康な状態の奪還を得たといえる。しかし、県レベルのより広範囲に意識を拡大した場合、大震災及び原災に関わる正負の意識が浮上する。

2. 概ねの学生にとって県内ではあるが他地域であり、原災被害地域の民俗芸能を教習することによって、自己のより身近な環境としての地域つまり地元感へ意識のフィードバックが行われ、アウェアネス・レイジングの契機となったといえる。

その主たる目的が後継者育成ではないことに鑑み、教習後の学生による地元への心のフィードバックは、社会性の涵養<sup>かんよう</sup>に役立つものであった。ここに民俗芸能を地元教材として採用した意義を見出すことができる。そして、学生自身の内心に地域の人間関係の良好な保持に関する再認識が醸成された。その端緒が震災であることは明らかであろう。受講学生のほとんどが福島県中通り地方居住者であり、当時の原災による国の避難指示区域の範囲外である。しかし、中長期段階の今、学生の残存意識の中に原災被害への忖度<sup>そんたく</sup>が見られ、当該原災被害地域の民俗芸能教習の学習効果はあったといえよう。

さらに、学生の心意の中に、自己の小中学校時に受けた地域教育に関する内容及び観光資源的知識とは別にあるいは加えて自身の地域を新たな視点で見ようという意識の変化が見られた。また、幼児教育を学ぶ学生としての自覚から民俗芸能を含む伝統文化の子どもたちへの伝承に関して、具体的な方策に関する記述がみられたことも、教育者としての一つの精神的・社会的健康意識の構築がなされたと解釈できる。ゆえに、民俗芸能は精神的・社会的に良好な状態で幼児教育に携わるために意義あるものといえることができる。

本稿では、身体的健康に関して分析・考察が至らなかった。今後、社会性の育成という精神的健康に加えて、民俗芸能を表現運動としての側面から身体的健康に関わる研究を継続していきたい。

地域教育に関わる民俗芸能の意義

資料1 市町村レベルの地元感

番号	項目	記述内容
①	自然	自然がある/空気おいしい/水おいしい/カワセミが魚を食べにくる/夏は暑い/梅雨には雨が降りじめじめしている/冬には雪が降る/桜が美しい/空気がきれい/星がきれい/四季折々の景色がきれい/自然があって落ち着く/いなか/カタツムリ/カブトムシ/花/田植えの時期にはカエルの鳴き声/雪が多い/秋はまつぼっくり/ソリ/坂の上からの見晴らしが良い/果物がおいしい
	知識的内容 観光地・観光物産	中地大仏がある/風車がある/那須アウトレットがある/那須ハイランドパークがある/鬼五郎・幡五郎太鼓がある/つつじヶ丘公園/白河ラーメン/だるま/小峰城/南湖公園/“あさまくん”/花火大会がある/喜多方ラーメンがある/“こづゆ”がおいしい/蔵の町/伝統工芸品がある/“やぶきじくん”/松明あかしがある/きゅうり天王祭がある/牡丹園がある/かっぱ麺/くまたパン/鶴ヶ城/白虎隊/日新館/うねめ祭り/東北のウィーン/ちょうちん祭り/ラーメンがおいしい/治安が悪い/千本桜/リカちゃんキャッスル/アイスバーガー/“びゃっこい”(草の名称)/ゆるキャラ/小峰シロ/駅前の図書館と市民会館/所々にあるお人形さまが怖い/灯籠流し/お祭りが多い/オランダ祭り/よさこい/鳥見山のチューリップ/神輿祭りがある/アルパカ牧場/追原そば/ポテト饅頭/湯葉工場/カルチャーパーク/お田植祭り/七夕祭り/初市/獅子舞/三寺/白河の関/ムシテックワールド
②	経験的内容	小学校5年生から見渡神社の巫女を務めている/母校にアイスホッケー部がある/冬はスケートの授業があった/合併で海外ホームステイがなくなった/合併でランドセルの無償配布中止になった/中学で田植えの授業があった
③	人柄	人々がおおらかである・知らない人からあいさつされる。
④	町の様子	騒がしくない/暮らしやすい/ご近所が仲良しである/歴史に残るものが多い/少し都会的なのがいい/コンビニまで10分/自給自足の野菜をご近所でおすそ分け/町内みな顔見知り/町の人みな仲がいい/年代を超えて交流ができる/住みやすい/温かく親切な人が多い/近隣の団結力が強い
⑤	有名人等	中畑清/円谷幸吉/ウルトラマン/松尾芭蕉/佐藤勇/丸山夏鈴/春日八郎
⑥	印象的内容	都会が好きでない/住みやすい/歴史があり自然があると学んだが、町のセールスポイントと周囲からのニーズがずれている/地元はあまり好きではなかったが、一人暮らしをして好きになった/何でもあるけど何もない所

地域教育に関わる民俗芸能の意義

資料2 所属県レベルの地元感

番号	項目	記述内容
①	一般	<p>肯定的</p> <p>自然が豊か。食べ物がおいしい(喜多方ラーメン、白河ラーメン、かつ丼、そば、桃等)。空気がよい。県民は強い。観光地が多い(アクアマリン、裏磐梯、あぶくま洞等)。気持ちが落ち着く。懐かしさを感じる。頑張ろうという気持ち、団結力がある。大好き。都会に行くと落ち着かない。心が優しい。震災があったから誇りを持つようになった。復興も進んでいる。住んでいて良かったと思う。福島が好き。住みやすい。水がきれい。広い。有名人がいる。福島県から離れたくない。都会は苦手。無条件に好き。いなかを誇りに思う。ずっと福島に残りたい。福島県人でよかった。</p> <p>否定的</p> <p>車がないと不便。電車の本数が少ない。特に誇りに思う所はない。特に良くも悪くもない。東京から遠い。何もなくてつまらないと思っていた。福島県のことを気にしたり興味を持ったりしたことがなかった。ずっと住んでいると良さが分からない。都会に比べて利便性がない。知名度が低いと思っていた。福島嫌いと言っていた。パッとしないと思っていた。中学の頃は都会に憧れた。</p>
	東日本大震災(原発災害)について	<p>被害</p> <p>原発で芸能人が来てくれない。家が全壊。放射能で差別された。祖父母の果樹園が風評被害にあった/風評被害の最中に東京へ野菜を持っていく機会があった。その時、人が近寄ってこなく、悲しい気持ちになった</p> <p>震災後の状況</p> <p>復興が進んでいない。いまだに屋外で子どもたちを出さない親がいることを知った。福島は変わった(良い点:助け合いができた。悪い点:殺人・泥棒が増えた)。震災後の放射能のイメージを払拭したい。「フクシマ」と言われた。まだ被曝を恐れている人はいると思う。</p> <p>心境の変化(誇りに思った点)</p> <p>震災で亡くなった人の分もきちんと生きていかねばならない/自分の無力さを感じた。1日1日を大切に生きたい/風評被害は逆にチャンス。より良くするいい機会/地元のために立ち上がる福島県人が大好き/元の姿に戻れなくても、新たな福島県の姿になれたらと思う/震災があっても明るく前向きな点がすごい/震災に負けず頑張っている福島がますます好きになった/震災で優しくしてもらったから人にやさしくしようと思った。</p> <p>心境の変化</p> <p>特に誇りに思う所はない/震災後、県内に原発のあることを知った/今後は、誇りに思えるよう知っていききたい/福島県のいいところを考えたことはなかったが、震災後は考えるようになった/震災前は県民の事を考えることはなかったが、今後ニュースを見て力になれることは力になりたい/熊本地震の活動に感動した。前を向き前進していく気持ちを持つことが良い。</p> <p>エピソード</p> <p>東京の電気を福島で作っているのを初めて知った/原発が福島にあることを知らなかった/震災後の修学旅行の日程が変更になった/富岡町の友人と富岡町を見に行った/汚染土の入った黒いビニールのをたくさん見た/帰る場所をなくした人々のことを考えなければならなかった。</p> <p>被災地</p> <p>被災者として(浜通り):震災前は誇りはなかったが、震災後中通り地方に避難して刺激を受けた/今では、海の広さ・森の力強さなど浜通りを誇りに思っている/被災者として(浪江町):中通り地方への避難の際(中学3年生)不安でいっぱいだった。しかし、皆さんのおかげで今楽しく暮らせることが出来て感謝している/福島を誇りに思う。</p> <p>他県</p> <p>震災後、水や電気の事について、大切さを知った。</p>

地域教育に関わる民俗芸能の意義

資料3 学習後の心境の変化

心境の変化の有無 選択肢の割合	記述内容
なし 7/39	心境の変化はなかった/自分は変わらなかったが、好きになる人もいると思うので、少しでも多くの人たちに教えてもらいたい/興味がなかった/全く知らなかった/知ろうともしなかった。
あり 32/39	<p>民俗芸能をもっと知ってほしいと思った/知らないということは、福島県人として恥ずかしいと思った/本物の衣装を着てみたいと思った/次の世代にも知ってほしいと思った/気づいたときに習った歌を口ずさんでいて、自分で驚いた/前は、全く興味がなかったが、踊ってみてやりがいを感じた/いやいや授業を受けたがだんだん楽しくなった/難しそうだったが、覚えれば簡単だと思った/ビデオを見たときは、踊れないと思ったけれど、思っていたより楽しかった/民俗芸能はやればやるほど楽しい/学習してみると、<u>福島の町の歴史が踊りや歌にこめられているのを感じた/これから、少しずつ調べていきたいと思った/新たな発見があり、民俗芸能の良さを知ることができた/民俗芸能は、その地方の事も知れる良い機会だと思った/もっと福島の伝統芸能について知りたい学びたいと思った/他の地方にも民俗芸能があるか調べてみたいと思った/民俗芸能は、昔の風景や様子が描かれていたり、その思いを受け継ぎたいという昔の人の思いが込められているのだと思うようになった/浜通り地方以外の会津地方や郡山の方にも民俗芸能があるのか知りたいと思った/自分の年代の人にどう伝えていけばよいか、伝統を知ることができるか考えさせられた/自分の住んでいる地域でも民俗芸能などがあるのか気になりました/もっと詳しく学んで上手に歌えるようにして、特技になればよいと思った/少し変わった民俗芸能というのを知ってほしいと思った/まだ知らない伝統があるかもしれないので、今回のように経験することは大切だと思った/少し伝統の踊りに興味を持つことができた/今自分が住んでいる地域にも民謡や民俗芸能があるのかと疑問に思いました/地元をよく知らない</u>ので調べてみたいと思った/浜通り地地方の踊りだけでなく、<u>福島県の他の地域の民俗芸能も学びたいと思った/家族と話して民俗芸能を知っているか聞いてみたいと思いました/もう少し「巫女舞」をがんばってみようと思った/うちの村の獅子舞のほうテレビでたくさんやっていると思っているが、浪江も同じだと思った/浜通りの踊りは獅子舞だと思っていた/これからは、同じ福島に住んでいる者の一人として、もっと地域の文化に目を向けていきたい</u></p> <p>踊りのイメージ</p> <p>動きが揃うとかっこよく見えたので、もう少し頑張れたのではないかと思った/神様に捧げる踊りだと実感した/日本文化の扇子を踊りに入れる伝統の踊りは女性らしくてきれいだった/ヒップホップなど現代的なリズムと違うので難しかった/お上品な踊りを踊れてよかった/民俗芸能は、おじいちゃん、おばあちゃんが踊るものだと思っていた/おじいちゃん、おばあちゃんが受け継いできた踊りは心が温まる/民俗芸能と言えば、琉球やアイヌのイメージだった/民俗芸能は、おじいちゃんやおばあちゃんがゆったりと踊るものと思っていた/日本の女性の美しさが表現されている/最初は難しそうだったが、同じ動作の繰り返しで楽しく覚えることができた/田植踊りの膝を曲げて苗を植える動きが一番魅力的に感じた/田植踊りと聞いて、「かっこわるそう」と思っていたが、実際にやってみて、汗をかいて疲れて、イメージが全然変わった</p> <p>伝承</p> <p>自分の地域の踊りは、しっかり覚えておいたほうが恥をかかなくて良いと思った/昔から続いていることは特別な理由があるのだと思った/若い人にどんどん教えてずっと続く文化になるのだと思った/祖母の家が神社で、小学生の頃「巫女舞」を経験したことがある</p> <p>指導</p> <p>踊りの先生自身の民俗芸能への真剣な気持ちが伝わった/熱い指導により自分も大きく成長できた</p>

\*資料3の「選択肢の割合」は39人中の人数を示す。

地域教育に関わる民俗芸能の意義

資料4 文化の伝承について

選択肢 選択肢の 割合	項目	記述内容
思う 31/39	震災・ 復興	復興支援のためにも民俗芸能をたくさんの方々を知ってもらいたい/震災が原因で伝統文化をやめてしまうより、震災を経験していない子供たちにも教えて一緒に乗り越えていくことが大切/震災があったからこそ福島の文化を子どもたちに教えてあげるべき/原発事故でまだ戻れない人がいるが、復興支援のためにもこの民俗芸能を多くの人に知ってもらいたい
	伝承方法	未来のために記録媒体を残す/文化を守るために教えることが必要/DVDなどのデータとして残すのではなく、人から人へ直接語り継ぐ
	こども	おとなが生き生きとやっていると、子どもたちが興味を持ち自分からやるようになる/少しでも子どもたちに教えられるように勉強したい/今は伝統の重み等わからないが、自分が子どもたちに教えていく中で見つけていければよいのではないか/伝統が途切れないよう子どもたちによさを伝えていかなければならない/民俗芸能の意義や踊りを簡単にして子どもたちに教える/子どもたちに文化を伝えられる保育者を目指したい/もっと習得して実習でやりたかった/今の曲だけでなく、昔ながらの伝統の民俗芸能を教えることも大切/わかりやすくあきないようにするために工夫して子どもたちにも楽しくつなげていきたい/子どもたちが文化や民俗芸能に興味を持てるような教え方がける/体験して学べること、新しい発見があるので子どもたちに教えるべき
	誇り	教える側が民俗芸能に誇り持って教えるべき/福島の良さをもっとわかってほしい/伝統文化を引き継いでいるのだという誇りを持ってもらいたい/今までその地域の人々が守ってきた文化なら、私たちも同じく大切にすべきだ/やめるのはもったいないから民俗芸能など福島の文化を代々若い人に伝えていくべき/昔の人々が守ってきたものを私たちが守っていくことは義務/民俗芸能の楽しさを地元の人々に誇りを育てるために
	継承	世代から世代へサイクルを途絶えさせない/教え込むのではなく、受ける側もその意味を理解すべき/民俗芸能は昔からの人々の思いが詰まっている/土地の伝統、思いを途絶えさせることは、思いを裏切る行為ではないか/県の文化を大切にしていって若い人にどんどん伝えていくべき/皆で守っていくことが大切だと講師の先生から学んだ/芸能は、昔からのものというイメージがあるので、どの地域でも受け継いでほしい/民俗芸能は一人では守れない/民俗芸能は、その地域の文化等に興味を持つきっかけとなる/踊りの奥深さ、歌詞の良さを知ったので伝えていくべきと思った/民俗芸能の事を知らない人のために伝えていくべき/福島の文化を伝えなければ、今まで守ってきた意味がなくなる/歴史として知るのではなく、伝統として知ることで、その地域の特徴になっていく/何か意味があったり、それを楽しんでくれる人がいたからこそまだ残っているの、伝えるべき/自分たちの地域の文化はできるだけ残したい/福島県の人々が大切にしてきた踊りなんだよと伝えるだけでも違う/福島の文化は福島の人に知ってもらい語りついで行きたい/民俗芸能を受け継ぐということは地域への理解が深まるということ/小学校でやればよい
交流	「発表会」や「運動会」等で発表すれば地域のお年寄りとの交流が深まる/おばあちゃん、おじいちゃんから伝統文化を教えてもらえば、他人にやさしい気持ちが生まれる	
わからない 7/39		子どもたちは自分の住んでいる地域とは違う地域のものやってもわからない/小さい子には踊りや民謡は難しい/子どもは福島の伝統に興味を示すことはあまりないし、理解できるかどうか難しい/もっと元気で楽しい曲の方が楽しそう/何のために福島の人はこの踊りを守ってきたのかわからないから、教える理由もわからない/今では民俗芸能はそれほど重要視されていないかもしれない/福島の文化を強制的に教えたくない/現代は民俗芸能が必要でない時代だと思う

\*資料4の「選択肢の割合」は39人中の人数を示す。

【引用文献】

- (1) 飯島敏文：「郷土概念の現代的解釈に基づく郷土教育実践の再構築—経験される対象としての郷土の変化と郷土における経験の変質」, 大阪教育大学紀要第V部門, 第51巻第1号, 71-87, 2002.
- (2) 橋本裕之：王の舞の成立と展開, 芸能史研究, 第102号, 1-19頁, 1988  
：文化としての民俗芸能研究, 民俗芸能研究, 第10号, 22-42頁他多数。
- (3) 三隅治雄：民俗芸能学会：民俗芸能研究の歴史と現状と展望, 民俗芸能研究, 創刊号, 5頁, 1985
- (4) 森下春枝：幼少期における民俗芸能の活用—子どもの心と身体を育てるアプローチとして—, 総合文化研究所年報(青山学院女子短期大学)第19号, 21-32頁, 2011
- (5) 川口明子：「岩手県の小・中学校と郷土芸能」, 平成26年度郷土芸能教育実施状況アンケート調査(第4次)報告書, 5-6頁, 2015.
- (6) 柏木利恵子：学校教育における民俗芸能の伝承について—遠野郷しし踊り—, 比較舞踊研究, 2巻1号, 比較舞踊学会, 38-53頁, 1996.
- (7) 森下春枝：幼少期における民俗芸能の活用—子どもの心と身体を育てるアプローチとして—, 総合文化研究所年報(青山学院女子短期大学)第19号, 21-32頁, 2011.
- (8) 菱田隆昭・岩川眞紀：「民踊」の学校教育への導入について, こども教育宝仙大学紀要3, 67-74頁, 2012.他

【主要参考文献】

- 神戸大学震災復興支援プラットフォーム編：震災復興学, ミネルヴァ書房, 2015
- 全日本郷土芸能協会編：民俗芸能で広がる子どもの世界, 文化庁平成14年度「地域の伝統的な芸能等の活用のあり方に関する調査研究」報告書, 2003
- 東京国立文化財研究所芸能部編：学校教育と民俗芸能, 第二回東京国立文化財研究所民俗芸能研究協議会報告書, 1999

【注】

- 1 ここでの「郷土教育」とは、昭和初期の頃盛んに行われていた全国の小中学校と師範学校で展開されていた文部省指令の「郷土教育運動」を意味するものではなく、飯島敏文が簡潔にまとめているように「郷土という存在は空間的にある一定の範囲を有するものであり且つ人間が感情的体験を有する対象であるという側面にとどまらず、内部に複雑な有機的関連を有する生活共同体」(飯島敏文2002)と捉えておきたい。

- 2 健康の定義について世界保健機関(World Health Organization:WHO)による世界保健機関憲章(Constitution of the World Health Organization)にその定義がある。下記は2014年第48版のBasic Documentsである(2016年9月13日ダウンロード)。

<http://apps.who.int/gb/bd/PDF/bd48/basic-documents-48th-edition-en.pdf#page=7>

上記p. 1前段の次冒頭に下記のような健康の定義に関わる条文がみえる。

Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.

健康とは、病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして

社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。(日本WHO協会訳)

The enjoyment of the highest attainable standard of health is one of the fundamental rights of every human being without distinction of race, religion, political belief, economic or social condition.

人種、宗教、政治信条や経済的・社会的条件によって差別されることなく、最高水準の健康に恵まれることは、あらゆる人々にとっての基本的人権のひとつです。(日本WHO協会訳)

WHOの本憲章は言うまでもなく国際的法律文書であるから、各国単位の枠組みにおけるものであるが、国内各法律文書にもかかわるものである。

上記2文で言及されるsocialは国内的諸条件を含意し、災害時の対応も含まれると解釈できよう。

さらにその中には子どもを思いやった条文もある。

Healthy development of the child is of basic importance; the ability to live harmoniously in a changing total environment is essential to such development.

子供の健やかな成長は、基本的に大切なことです。そして、変化の激しい種々の環境に順応しながら生きていける力を身につけることが、この成長のために不可欠です。(日本WHO協会訳)

上記“in a changing total environment”(変化の激しい種々の環境)は、災害下被災状況の子どもたちも勿論意味していると解釈できよう。

国際的法律文書と郷土教育とのかかわりについては稿を改めて考察したい。

3 文部科学省ホームページ下記参照。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05013101.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05013101.htm)

(2016年9月13日ダウンロード)

4 文部科学省ホームページ下記参照。

[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afeldfile/2014/09/19/1351965\\_1.p](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afeldfile/2014/09/19/1351965_1.p)

(2016年9月13日ダウンロード)

5 注2のうち、第1章3. 我が国の短大学士課程の特長(5)アクセスしやすい身近な高等教育機関より。

6 本審議まとめの直後増田寛也『地方消滅』(中央公論社2014)が出版された点は興味深い。

7 「無形文化遺産の保護に関する条約」(Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage)とは、伝統的舞踊、音楽、演劇、工芸技術、祭礼等の無形文化遺産を消失の危機から保護し、次世代へ伝えていくための国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的として策定された政府間条約である。日本は2004年6月8日受諾した。2008年に策定された運用指針に基づいて、無形文化遺産代表一覧表への記載が開始された。有形文化遺産であるいわゆる世界遺産は有名であるが、2013年日本の和食が当該一覧表に登録されたことは記憶に新しい。

8 橋本裕之は民俗芸能に関する新たな地平を示した研究者である。「王の舞の成立と展開」、『芸能史研究』, 第102号, 1-19頁, 1988, 「文化としての民俗芸能研究」、『民俗芸能研究』, 第10号, 22-42頁他多数。

9 民俗芸能学会: 民俗芸能研究の歴史と現状と展望, 民俗芸能研究, 創刊号, 5頁, 1985.

10 柏木利恵子: 学校教育における民俗芸能の伝承について—遠野郷しし踊り—, 比較舞踊研究, 2巻1号, 比較舞踊学会, 38-53頁, 1996. 森下春枝: 幼少期における民俗芸能の活用—子どもの心と身体を育てるアプローチとして—, 総合文化研究所年報(青山学院女子短期大学)第19号, 21-32頁, 2011. 菱田隆昭・岩川真紀: 「民踊」の学校教育への導入について, こども教育宝仙大学紀要3,



67-74頁, 2012.他

- 11 「岩手県沿岸部における民俗芸能の再生をめざした後継者育成—普代村の鶴鳥神楽「子ども神楽宿」の試みを事例として」(『民族藝術』第30号, 38-43頁, 2014)「岩手県の小・中学校と郷土芸能」, 平成26年度郷土芸能教育実施状況アンケート調査(第4次)報告書, 2015.
- 12 引用文献 10, 5-6頁.
- 13 浪江町請戸芸能保存会によるいわゆる「請戸の田植踊り」の詳細は、拙稿「無形民俗文化財の原発被害による現状—福島県浪江町の請戸の田植踊り—」(比較舞踊研究, 19巻1号, 55-65, 2013)「子ども民俗芸能「請戸の田植踊り」の舞踊動作と構造」(民族藝術, 第30号, 32-37, 2014)で詳細な報告をした。
- 14 設問文を「福島県人(地元の県)」としたのは、選択学生に他県在住または通学者が若干名いたためである。